

## 研究評価委員会分科会における秘密情報<sup>(注1)</sup>の守秘について

技術評価関係者<sup>(注2)</sup>は、研究評価委員会分科会において取り扱う秘密情報を、以下の通り厳格に守秘することとする。

研究評価委員会分科会における秘密情報は、我が国の産業競争力の向上及び事業者間の公正な競争の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、本プロジェクトの評価のためにのみ使用すること。なお、実施者からの要請等を踏まえ、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととする。

---

(注1) 秘密情報とは、技術評価のために評価対象プロジェクトの実施者又はNEDOが提示<sup>(注3)</sup>する技術的および営業上の秘密情報であり、事前に提示された情報、研究評価委員会分科会で準備された情報、質疑、事後の回答など全てを含むものとする。

(注2) 技術評価関係者とは、評価委員、事務局員、総務企画員、推進部関係者、及び評価業務支援委託先を指す。

(注3) 提示とは、書類等を提供する以外に、電子形式や口答で伝えることも含む。

(参考) 守秘義務について

### 評価委員 NEDO評価委員承諾時に誓約

「・・・貴機構の研究開発は最先端の技術を狙ったものであり、我が国の産業競争力の向上の観点からも極めて重要であるとの認識に基づき、知り得た技術情報や企業戦略等については、厳格に守秘することを誓約します。」

### NEDO職員 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法が適用

第十三条 機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第二十五条 第十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 評価業務支援委託先 NEDO委託契約が適用

「本業務を通じて知り得た情報に関しては守秘義務を負う。」